

第20回基本計画部会 議事概要

- 1 日 時 平成20年12月1日(月)10:00~12:00
- 2 場 所 中央合同庁舎第4号館 共用第1特別会議室
- 3 出 席 者

【委員等】

竹内部会長、大守部会長代理、阿藤委員、井伊委員、大沢委員、佐々木委員、出口委員、野村委員、廣松委員、舟岡委員、門間委員、美添委員、吉川委員、黒田臨時委員

【統計委員会運営規則第6条による出席者】

《国または地方公共団体の統計主管部課の長》

内閣府経済社会総合研究所長、内閣府経済社会総合研究所次長、総務省統計局長、総務省統計局統計調査部長、財務省関税局調査課長、文部科学省生涯学習政策局調査企画課長、厚生労働省大臣官房統計情報部長、農林水産省大臣官房統計部長、経済産業省経済産業政策局調査統計部長、国土交通省総合政策局情報政策本部長、環境省総合環境政策局環境計画課企画調査室長、日本銀行調査統計局審議役(統計担当)、東京都総務局統計部長

【事務局】

中島内閣府大臣官房統計委員会担当室長

中田総務省政策統括官(統計基準担当)、北田総務省統計企画管理官

- 4 議事次第
 - (1) 公的統計の整備に関する基本的な計画について
 - (2) その他

5 議事概要

- (1) 公的統計の整備に関する基本的な計画について

前回部会の議論を踏まえた修正等について

中島統計委員会担当室長から、資料1に基づき、前回提出された厚生労働省からの意見を踏まえた修正、「はじめに」部分の修正等について説明があり、基本的に了承された。ただし、別表P66の「(2) 研究開発の推進(情報通信技術の利活用等)と学会等との連携強化」の1つ目の実施時期の変更については、内閣府国民経済計算部におけるシステム変更を待って検討開始するのではなく、これと同時平行的に進める方が良いとの指摘があり、原案に戻すこととされた。

また、前回の財務省意見や地方分権改革に関連する部分については、次回部会において議論したい旨の報告があり、了解された。

別表の整理について

竹内部会長から、資料2に基づき、総合的な判断により、大守部会長代理とともに整理案を作成した旨の報告があった。主な質疑は以下の通り。

- ・ 複数府省が関わるもの、予算措置が必要となるものについては別表に極力残すべき。P45「社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項」の二つ目の、「ウ サービス活動を適切に捉えるための検討」の、「エ 企業のサービス活動（組織内活動と業務外部化）に関する統計の整備」の一つ目の、P49「(5) 新たな分野の統計の整備」の六つ目の については削除すべきではない。
- ・ P49「(5) 新たな分野の統計の整備」の六つ目の について、NEDO（(独)新エネルギー・産業技術総合開発機構）が既に多くの統計を作成しているとのことだが、経済産業省がその維持・改善について担保するような書き振りもあり得るのではないか。
- ・ エネルギーについての統計は、供給側に比して需要側が足りない。総合エネルギー統計については、統計体系全体の中での位置づけを明確にすることが望ましい。
- ・ P46「ウ サービス活動を適切に捉えるための検討」の については、OECD でも教育や医療について検討されている程度で、研究としての意味合いが大きく、別表になじまないのではないか。
- ・ P46「ウ サービス活動を適切に捉えるための検討」の については、もう少し学界等で議論を進めてもらわないと、行政側で受けきれない側面がある。
- ・ 業態が大きく変化し続けるようなサービス業については、従来の縦割り行政では把握が難しく、統計委員会が中心となって府省横断的な検討を行う、行政と学界が連携して検討する場を設ける等の対応が必要であり、計画にもその旨明記すべきではないか。
- ・ 今回資料2に挙げられている整理候補を全て削除しても全体の分量を大きく圧縮するには至らないことから、無理して削除しなくても良いのではないか。
- ・ P52「(8) その他」の二つ目の 医療施設調査等への行政記録の活用可能性の検討については、大きな影響のある話なので残すべきである。
- ・ P49「(4) 教育をめぐる状況変化等に対応した統計の整備・充実」の六つ目、七つ目の、P51「(7) 企業活動の変化や働き方の多様化等に対応した労働統計の整備」の三つ目の は残すべきである。
- ・ P60「ウ 統計リテラシーや統計倫理を重視した統計教育の拡充」の最後の、P63「(3) 中立性の確保」の最後の は残すべきである。

以上の議論を踏まえ、次回基本計画部会に竹内部会長から改めて案を示すこととなった。

パブリック・コメントについて

北田総務省統計企画管理官から、資料3に基づき寄せられた主なパブリック・コメントが紹介された。また大守委員から、資料4に基づき11月12日に行なわれた官庁統計シンポジウムで指摘された意見が紹介された。これらを踏まえ、修正が必要と思われる部分について、各委員から意見を事務局に提出することとなった。

(2) その他

次回は、統計委員会との合同開催として、平成20年12月8日(月)15:00から開催することとなった。

以上

<文責 内閣府大臣官房統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり>